特定事業所集中減算（通所介護・地域密着型通所介護）の取扱いについて

 平成２８年９月７日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 福祉保健部介護保険課

平成２８年４月１日より居宅介護支援における特定事業所集中減算の対象サービスと

して地域密着型通所介護が加わったところですが、通所介護と地域密着型通所介護につ

いては以下のとおりの取扱いとしますので、各事業所におかれましては、適正に取り扱

っていただきますようお願いします。

**１　（平成２８年度前期分より）通所介護と地域密着型通所介護の取り扱いについて**

厚生労働省老健局振興課より通知された介護保険最新情報に基づき、通所介護及び地域密着型通所介護（以下「通所介護等」という。）のそれぞれについて計算するのではなく、通所介護等について最もその紹介件数の多い法人を位置づけた居宅サービス計画数を算出し、計算することとします。

**２　居宅介護支援における特定事業所集中減算報告書の変更点について**

　報告書内「通所介護」の項目を「通所介護・地域密着型通所介護」に変更しました。

【参考】介護保険最新情報について

　平成28年5月30日事務連絡　介護保険最新情報Vol.553

「居宅介護支援における特定事業所集中減算（通所介護・地域密着型通所介護）の取扱いについて」

特定事業所集中減算における「通所介護・地域密着型通所介護」の取扱いについて

問 平成２８年４月１日から特定事業所集中減算の対象サービスとして地域密着型通所介護が

加わったところであるが、平成２８年４月１日前から継続して通所介護を利用している者

も多く、通所介護と地域密着型通所介護とを分けて計算することで居宅介護支援業務にも

支障が生じると考えるが、減算の適用有無の判断に際して柔軟な取扱いは可能か。

（回答）平成２８年４月１日以降平成３０年３月３１日までの間に作成される居宅サービス計画に

ついて特定事業所集中減算の適用を判定するに当たっては、通所介護及び地域密着型通所

介護（以下「通所介護等」という。）のそれぞれについて計算するのではなく、通所介護等

のいずれか又は双方を位置付けた居宅サービス計画数を算出し、通所介護等について最も

その紹介件数の多い法人を位置づけた居宅サービス計画の数の占める割合を計算すること

として差し支えない。